

保険者の重要権益の注意喚起

親愛なる保険者の皆様、こんにちは

新光生命保険へのご支援とご愛顧に感謝しております。私たちはあなたの信頼をととても大切にしている、お客様の権益を守ることは私たちの責任と使命です。新光生命保険所属の業務員達が共同でああなたの権益を見守ります。いかなるお気づきやご不明な点がございましたら新光生命保険のカスタマーサービスダイヤル：0800-031-115へご連絡下さい。

1. 保険者は保険契約に関する資料を自ら読んでください、業務員は保険者に代わって捺印したり、同意や許可なしに保険契約書類を記入したりしてはならない。
2. 保険者は自分でネット保険サービスの口座番号とパスワードを保管してください。営業員は保険加入者のネット保険サービスの口座番号とパスワードを保有したり、代行したりしてはならない。
3. 保険者は「新光人壽保險股份有限公司」の指定口座を自ら支払うか、振り込みかをしてください。業務員は個人口座で保険者に関連する金を提供してはならない、または保険者との私的な資金の往来を厳禁します。
4. 保険者は保険証書、印鑑、通帳、金融カード及びパスワードをきちんと保管してください。営業員は保険者に代わって保険証書、印鑑、通帳、金融カード及びパスワードを管理してはならない。
5. 保険者は通信住所、連絡先、メールアドレスなどの通信資料を定期的に確認してください。業務員は自分や他人の住まい住所、会社の住所、或いは顧客の連絡先ではない情報を保険者に提供してはならない。
6. 保険者は保険契約を結ぶ時、会社の書面問い合わせ事項を誠実に告知して下さい。業務員は保険加入者に告知すべき事項に虚偽の告知を示唆したり、告知すべきことを知りながら悪意的に隠蔽したり、または顧客に隠蔽するよう示唆したりしてはならない。
7. 保険者は定期的に保険契約に関する内容と支払い状況を確認してください。業務員は保険者に保険契約の権利義務の説明を怠ってはいけません。

新光生命保険 保険者事務部 敬具

バージョン：202407

ダウンロード先：<https://active.skl.com.tw/skl165/>